

北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めています。現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

令和5年8月31日に開催された「第21回新しい資本主義実現会議」において「公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと御議論いただき、その積み上げにより2030年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円となることを目指してまいります」と述べられています。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

よって、北海道労働局においては、令和6年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額を下回らない水準に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】北海道労働局長